

関東学院大学大学院工学研究科FD委員会規程

(2016年4月1日制定)

(目的)

第1条 大学院工学研究科が、その教育研究上の目的に基づいて行う教育改善・向上に係る活動を支援すること、及び国際資格等に関する調査・研究を行うとともに、様々な方策の検討及び提言を行うことを目的として、工学研究科委員会規程第6条に基づき、大学院工学研究科FD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程におけるFDとは、Faculty Development の略称であつて、工学研究科において教員が主体的かつ組織的に教育を改善・向上しようとする活動をいう。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学院工学研究科委員長
- (2) 大学院工学研究科博士前期課程専攻主任
- (3) 大学院工学研究科委員長が適宜必要と認めた者

2 委員会に委員長を置く。委員長は大学院工学研究科委員長とする。

(任期)

第4条 前条第3号に掲げる者の任期は2年とし、再任を妨げない。第1号及び第2号に掲げる者の任期はその職の在任期間とする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- (2) 委員会は、適宜開催する。
- (3) 委員会は、必要に応じて委員会構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (4) 委員会の下に、必要に応じて特定の議題を検討または調査する小委員会を設置することができる。

(任務)

第6条 委員会は、次の事項について検討及び審議し、結果を必要に応じて大学院工学研究科委員会に報告する。

- (1) FDに係る学内・外からの情報収集、調査及び研究に関する事項
- (2) 教員の授業改善への取り組みを促進することに関する事項
- (3) 授業評価をはじめとする学生の勉学実態、要望を把握することに関する事項
- (4) シラバスの検証に関する事項
- (5) 諸資格に関する事項
- (6) その他、FDの推進に必要な事項

(議事録)

第7条 委員会に書記を置き、議事録を作成する。

2 議事録は、学部庶務課が保管する。

(事務局)

第8条 委員会の事務の所管は、学部庶務課とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院工学研究科FD委員会及び大学院工学研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月3日に改正し、2019年4月1日から施行する。